

質問に対する回答書⑫

東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜設計書 番号39~40	単価番号39_交通規制工_車線規制_I × 1 × 0 (T)、単価番号40_交通規制工_車線規制_I × 1 × 0 × 2 (T) について、当該単価項目の対象となる項目をご教示下さい。また、各単価の数量根拠について、ご教示下さい。	単価番号39_交通規制工_車線規制_I × 1 × 0 (T) 13回の内訳はA2橋台杭施工が6回、A2橋台鋼矢板打設が5回、上り線仮設防護柵設置が2回を想定しております。また、単価番号40_交通規制工_車線規制_I × 1 × 0 × 2 (T) の15回の内訳はA1橋台杭施工が7回、A1橋台鋼矢板打設が6回、下り線仮設防護柵設置が2回を想定しております。
2	設計図 (2/3) 橋梁下部工 29/30 施工計画図 (1) 30/30 施工計画図 (2)	設計図 (2/3) 橋梁下部工の29~30/30より、東北道本線に近接する基礎杭の施工は、第一走行車線規制下で行う計画をされていると思います。 設計にて車線規制が必要なA1橋台およびA2橋台の杭の位置、また対象となる交通規制工の計上数量についてご教示下さい。	車線規制が必要な杭の位置はA1橋台、A2橋台双方本線側一列目のみになります。 A1橋台杭施工は単価番号40_交通規制工_車線規制_I × 1 × 0 × 2 (T) が7回、A2橋台杭施工は単価番号39_交通規制工_車線規制_I × 1 × 0 (T) が6回を想定しております。
3	設計図 (2/3) 橋梁下部工 29/30 施工計画図 (1) 30/30 施工計画図 (2)	車線規制が必要となる施工条件は『施工機械の頂点から引かれる75° 伏角線が第一走行車線内に入る場合』と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	特記仕様書26-8-4 既製杭の施工 (1)_7)	特記仕様書より『7) 杭施工により発生する残土は、盛土場への運搬、敷均し、整形を行うものとする』とあります。この内容に示される費用は、基礎杭 (単価番号15~18) に含まれるという考えでよろしいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりです。